「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

I 背景

令和元年7月1日(月)から11日(木)にかけてチェコ・プラハにて開催された第42回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区における活動の許可条件等を定める管理計画の改正及び南極史跡記念物一覧表の改正が採択が行われた。

これらを国内制度上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成9年総理府令第53号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

Ⅱ 概要

1. 南極特別保護地区の区域の変更(施行規則第1条関係)

2つの南極特別保護地区(第 41 及び第 42)の区域を変更する。

2. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件(施行規則第 12 条(別表第 6) 関係)

以下の南極特別保護地区について、認められる活動要件を追加、削除又は一部変更する。

(1) 第51 南極特別保護地区

- ・当該区域内において長期間モニタリングを行う区域の明示
- ・当該区域内におけるし尿の海域への排出の禁止
- (2) 第54 南極特別保護地区
 - ・当該区域上空において禁止されていた低空飛行の禁止の解除
- (3) 第61 南極特別保護地区
 - ・当該区域内への立入り条件に教育目的での立入りを追加
- (4) 第71 南極特別保護地区
 - ・当該区域内への立入り条件に教育目的での立入りを追加
 - ・当該区域内において長期間モニタリングを行う区域の明示
 - ・当該区域内において一律に禁止されていた野営について、科学調査目的で必要な場合の 野営を除外

3. 南極史跡記念物一覧表の変更(施行規則第8条(別表第4)関係)

南極史跡記念物に新たに以下2つの史跡を加える。

- ・1914年から1915年にかけて行われたアーネスト・シャクルトンによる南極横断探検に 使用された沈没船「エンデュアランス」号
- カール・アントン・ラーセン船長により建てられた石塚